令和６年６月　　日

露店出店者　各位

石巻川開祭実行委員会

火災予防部長　佐藤　宏幸

露店等の開設について（お知らせ）

皆様におかれましては、ますます御隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、本年８月２日から４日にかけ石巻川開き祭りが開催されますが、イベント等で露店を出店される際、火気を使用される場合は、消防署への届け出が必要となっております。

本案内は、令和５年度の石巻川開き祭りに火気を使用する露店を出店された方々にお送りしておりますが、本年、露店を出店される場合は、下記に御留意の上、手続き等をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　露店等の開設届出について

　　　裏面を参照の上、手続きをお願いいたします。

２　露店等の出店場所について

　　川開き期間中、アイトピア通り、立町大通りなど、パレード等の陸上行事の会場となる区域は、道路及び歩道（側溝含む。）への出店が規制される予定となっております。

このほか祭り期間中の交通規制は、本文書発出時点では、関係機関において協議中となっておりますので、出店場所等については、石巻川開祭実行委員会のホームページを参照するなどし、御対応願います。また、民地を使用して露店を出店される場合は、予め土地所有者等から許可を得た上で出店願います。

「露店等の開設届出書」提出時、この点を確認させていただきます。

３　その他

　　石巻川開き祭りの概要は、石巻川開祭実行委員会のホームページを参照願います。

（http：//ishinomakikawabiraki.jp/）

【事務局】石巻川開祭実行委員会火災予防部（石巻市役所内）

TEL： ０２２５－９５－１１１１（内線４２６８）

◎　露店等の開設届け出について

石巻地区では、イベント等で露店を出店される際、火気等を使用される場合は、**石巻消防署予防係へ、**あらかじめ必要書類を提出していただく必要があります（石巻地区広域行政事務組合火災予防条例第４５条１項６号並びに石巻地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則第１０条１項６号）。

つきましては、本年の川開き祭りに露店を出店される予定の方は、同封いたしました「露店等の開設届出書」に必要事項を記載の上、**令和６年７月２３日（火）**までに下記の提出先まで**提出（１部）**していただきますとともに、露店からの出火止には万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、異なった場所に複数の露店を出店される場合は、出店数分の届出書が必要になりますので御準備願います。

また、同封の「防火安全自己点検票」は、期間中の巡視の際に確認させていただきますので、予め記入の上、出店先まで御持参願います。

※１　届出書の提出時、消火器の配置先等、内容を確認させていただきます。

　※２　各様式は、石巻川開祭実行委員会及び石巻地区広域行政事務組合消防本部のホームページからダウンロードできます。

　※３　電子メールでの提出が可能となりました。次のアドレスまで送信願います。

〈届出書に関する問い合わせ・提出先〉

〒９８６－０８０５　宮城県石巻市大橋一丁目１番地１

　　　石巻地区広域行政事務組合　石巻消防署予防係

　　　Ｅ－ｍａｉｌ　：　ｉｓｈｉ－ｙｏｂｏｕ＠ｉｓｙｏｕｂｏｕ．ｊｐ

　　　ＴＥＬ　　　　：　０２２５－９５－７１１２

〈露店からの出火防止について〉

1. 対象火気器具等は安全な場所に設置する

・対象火気器具等（ガソリン、灯油、ＬＰＧ、炭等を使用する器具や発電機）は、建物や可燃物から離して設置し、常に周囲の整理整頓に努める

1. カセットコンロの取扱いに注意する

・カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具は使用しない

・２台以上並べて使用しない

・炭の火おこしをしない

1. ガソリン携行缶の取扱いに注意する。

・直射日光の当たる場所や高温になる場所、火気器具の付近で保管しない

　・携行缶や発電機などの蓋を開ける前にエンジンを停止する

　・携行缶の蓋を開ける前に必ずエア抜きをする

・周囲の安全を確認する

・ガソリンの噴出に注意する